

第74号議案

訴えの提起について

下記のとおり放置車両の撤去等の請求の訴えを豊橋簡易裁判所へ提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年8月25日提出

豊川市長 竹本幸夫

記

1 相手方の住所及び氏名

住所不明

〇〇 〇〇

2 請求の趣旨

相手方に対し、豊川市豊川駅東駐車場に駐車している車両の撤去、駐車区画の明渡し並びに駐車場使用料等及び訴訟費用の支払を求めるものである。

3 請求の原因

相手方は、平成29年11月頃、豊川市公共駐車場条例（昭和53年豊川市条例第37号）の規定に基づき、豊川市豊川駅東駐車場に自己の所有する車両を一般利用として駐車した。

豊川市豊川駅東駐車場の一般利用に係る駐車場使用料は1日単位で算定されることとなっており、長期間にわたる駐車は想定しておらず、駐車場の利用関係は既に終了していると考えられるが、相手方は現在に至るまで車両を放置している。

なお、相手方は住居所不明であり、連絡がつかない状況である。

4 授權事項等

市は、必要に応じて次の行為をすることができる。

- (1) 和解
- (2) 本件訴訟の不提起
- (3) 本件訴訟の取下げ

- (4) 上訴又はその取下げ
- (5) その他請求の内容を実現するため必要な裁判上の行為